

令和2年11月定例総会

令和2年11月5日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

令和2年度第6回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年11月5日(木) 午前10時～10時25分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	岡田 弘重
	2番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第4号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約について
議案第5号 その他の件について
①次回開催日
②その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係	中脇 成哉
農林水産課農業係	田邊 元寛

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、11月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。
本日は遅刻欠席共にありません。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 非農地証明の審議について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第4号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について
議案第4号 その他の件について

以上の審議をお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として
2番 岡崎 委員
3番 山本 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは
議案第1号 非農地証明の審議について
担当者より説明を求めます

事務局
(岡田)

すみません、説明します。議案書2ページをお開きください。現況については、3ページと合わせて説明したいと思います。

まず、非農地証明の審議についてですが、申請人は記載のとおりでございませう。字等も記載のとおりで、面積も含めて、面積の合算が出ていませんが、このような状態になっています。なぜこのような申請が出たかという、3ページをご覧ください。こっちで説明させていただきます。

津呂に県道、津呂・大谷線の県道が通る予定になっておりまして、この、写真方向図と書いてある、右上の図面ですが、赤い線に県道が通る予定となっております、残る、青い残地として残る、農地の非農地証明をお願いします。という部分でございませう。この残る青い部分は、山際の土地でありまして、シキビ畑、2ページにもありますが、以前やっていたがですが、もう、かなり背も高くなってきて、手入れもされなくなっているような状態です。

申請人の方の両親がやっていたが、高齢のため、もう、現在行っておらず、30年間、手つかずの状態になっております。若干、下草を刈っていますが、これ、県道の境界立会の時に刈ったものでありまして、手入れをしているように見えますが、基点を打つために下草刈りをしていますので、こういう状態ですが、もう木もかなり高く伸びていまして、シキビ畑としては機能していないような状態でした。

以上から、ご審議よろしく申し上げます。事務局から以上です。

議長
(中山会長)

はい、ただ今の説明のに関して、担当委員の補足説明があればお願いします。

事務局
(岡田)

すみません、事務局が、担当委員と行くのを怠ってまして、現況は県の職員とだけ行ってます。ごめんなさい。

議長
(中山会長)

担当委員は、現地行ってないがですね。分かりました。
説明が終わったので、審議お願いします。

何かありませんか。気が付いたことはありませんか。

中山会長

かまんかね、去年かな、農地パトロールの時に、現地確認に行ったことがあります。その時もかなり荒れておったので、ん～、シキビ植えちょうやら、山やら分からんような状態やったので、適当だと思えますが。

議長
(中山会長)

他に何かありませんか。

横山委員

本人は高松に住みようがですかね。

中山会長

本人は高松に住みよって、もう、お父さんもお母さんも亡くなって、津呂の家も、第三者に売っている状態で、本人もこっちに住む予定もない方ですので、報告しています。

横山委員

木もだいぶ大きくなっちょうことやし、農地から除外でえいがやないですか。

議長
(中山会長)

その他、ありませんか。

上野委員

この現地は、県道とは、だいぶ段差ができるがやろうか。

中山会長

ここはね、本人に聞いた時にはね、橋になるという予定らしいです。で、橋やから橋から下になるわけよね、んー。

今の県道からいうたら、約7・80mぐらい沖やないろうか、だいぶ海側を通るけん、だいぶ土地と橋との落差はあると思います。2・3mぐらいな。

議長
(中山会長)

よろしいですか。

他に何かありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

すみません、4ページをご覧ください。

3条の規定による許可の審議について でございますが、さっき配った、1枚ものカラー刷りの分を参考にしながら、説明していきたいと思っております。

まず、土地の利用に関しまして、後でやりますが、利用権の設定というやり方と、この3条の規定による、お互いの契約を結んだ後に、農業委員会に許可を得るという方法がございまして、今回は、この3条の規定で、お互いの貸借の契約書が出てきて、それを農業委員会に許可を得たいというものでございます。

4ページの内容を説明をさせていただきます。

まず、申請者でございます。貸人、借人は記載のとおりでございます。土地の所在は記載のとおり、斧積の登記上畑、現況畑の部分で、面積が4,250㎡でございます。

で、今回のところはですね、ページをめくってもらって5ページ目になりますが、果樹を植えている畑となっております、この契約があがって来ておりまして、契約年数が、10年です。10年で契約をしたいということです。

借人ですが、今回の申請の農地4,250㎡ですので農地の要件を満たす。で、農作業従事日数は175日。持っている機械等は、トラクター2台、管理機2台、搬送車1台、軽トラック1台、3tコンボ1台。で、今後ですね、ハンマーナイフと4tクレーンをこの果樹を扱うのに購入を予定しております。

すみません。6ページの先程も言いましたが、3条調査書、というのを書かせていただいております。

土地全部の有効利用ですが、今回借受ける農地全てを果樹の畑として使用する意思があるということでございます。

この方は法人ではありませんので、第2項第2号は適用しません。

で、第2項第3号につきましても信託ではないので適用はいたしません。

2項の4号でございますが、借受人は1人で年間175日の農業に従事するとい

ことを、確認が取れています。

2項の5、先ほど言ったように、面積が4,250㎡のため、下限面積を上回っております。

転貸の禁止でございます。借受地を転貸する意思はありません。自分で耕作するという意思を確認しております。

地域との調和ですが、農業の維持発展に関する話し合い、活動への参加と、鳥獣被害対策への協力するという意思も確認できております。

以上のこと、ご審議よろしく願いいたします。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

弘田委員

先月26日に、事務局と現地の確認に行ってきた。この方は大変まじめな人で、この時には2人で草刈りをして、1人は果樹の手入れをしていました。見た感じ、大変詳しく、若いのになかなかようやるなあ。ご審議よろしく願いいたします。

議長
(中山会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について意見、質疑のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

この果樹を植えちゃうところは、位置はどこあたりですか、斧積の。

弘田委員

あのですね、こっちから行ったらソーラーのちと手前で、小夏を植えちゃう、国営農地。もう一つはちょっと上がって上の道をちょっと行ったとこ……。

岡崎委員

はい、分かりました。この写真を見ましたら、あまり手入れをされてないような感じですけど。

弘田委員

あのね、前にやりよった人が悪くなって、大方から来よったけど、それで、こんな状態になっちゃったけど、今、平田さんがきれいにしてくれよう。

岡崎委員

はい、分かりました。大方の人のこともよく分かりました。農協におった時に取引をさせていただいたので、まあ、果樹の手入れもして、また、耕作してくれるというのは結構なことやと思います。

橘委員

はい、この平田さんという方が、この果樹をそのまま栽培するということですかね。

議長
(中山会長)

事務局どうですか。

事務局
(岡田)

植えちゃう果樹を、そのまま活用して収穫していくということです。今後、ひよつとしたら、果樹の植替え等も行っていきたい。という意味も確認しております。

橘委員 はい、分かりました。

議長
(中山会長) 他にないですか。
これで採決していいですか。

委員 ((はい))

議長
(中山会長) ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員であります。
よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。
議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
担当者の説明を求めます。

担当者
(中脇) 議案書7ページをお開きください。
議案第3号 農地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、申請番号2-006について、ご説明します。
借受人は、斧積でキュウリの営農をしております方で、現在まで利用権の設定を行っていませんでしたが、この度、利用権の設定を行いたいとのことです。
借受人、地区斧積、氏名、年齢、住所は記載のとおりです。
認定所在地は記載のとおり、地目は田、面積は3,834㎡、作物は施設にてキュウリを行っております。始期につきましては、2020年11月11日、終期は2030年11月10日までとなっております。
賃料等については、10a当たりの賃料、約13,041円、3,834㎡で50,000円の現金払いとなっております。
借受人の営農状況については、農作業従事日数は300日、農機具の所有状況は、トラクターが1台、管理機が1台となっております。
8ページに航空写真、現況写真を貼付しております。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長
(中山会長) ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

弘田委員 ご覧のとおり施設でキュウリを作っております。大変よく・・・現状通りよくやっておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長
(中山会長) 以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について意見、質疑のある方は挙手をお願いします。

横山委員 議案第2号と議案第3号の貸付人が、倉本さんっていう、同じ人になっておりますが、倉本さん自身がもう、農業から撤退するような、それか、ちょっと具合が悪そうということですか。

弘田委員 この方市役所に行きよってね、辞めた方で、1年ほど田んぼちょっと作ったけど、全部やめるいうて、田んぼ貸ちょうがです。

事務局
(岡田) はい、事務局。倉本さん自身は、専業に農業はしてなくてですね、働きながら兼業で作りよったぐらいしかしていません。で、体調も崩したようなことも聞いておりました、自分が持っている土地に関して、ちゃんと契約を結びたい、という意味がありまして、3条と利用権ではありますが、別々の形で議案として上げさせてもらいました。

議長
(中山会長) その他、何かありませんか。
何かないですか。

横山委員 事務局からも説明のありましたように、もう、何も異議はありません。

議長
(中山会長) はい、いいですかね。
ないようですので、これより採決に移ります。
議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員であります。
よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、
議案第4号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について
担当者の報告を求めます。

事務局
(岡田) はい、9ページをご覧ください。本来であれば、先月の定例総会で一緒にかけておけばよかった案件でございますが、すみません、この定例総会にかけさせていただきます。

借人と貸人は記載のとおりでございます、現況は先月の定例総会で確認していただいたとおりの、田んぼでございますが、売買契約に伴うがを前回の総会で

お諮りしたところですが、合意解約の方をしていませんでしたので、9月8日付で合意解約日を設定して、今回の報告とさせていただきますと思います。

以上、事務局からの報告です。

議長
(中山会長)

この案件は、報告のみとなっておりますので、ご了承ください。

それでは、次に移ります。

議案第5号 その他の件について

次回開催日について

次回定例会総会は、令和2年12月4日(金)、時間は後日、案内書と一緒に伝えます。

会場は、土佐清水市市役所 第一会議室にて行います。

その他の件について

その他、何か定例会総会で論議、議論することがあれば、ぜひ、何か……。

事務局に聞いてみたいこと、審議しておきたいこと、ありませんか。

ないようでしたら11月定例会総会を閉会したいと思います。